

令和 5 年 11 月 29 日

公告第 2023-03 号

オエノンホールディングス健康保険組合

理事長：佐藤隆史



公 告

当組合の標準報酬月額平均について

健康保険法第 47 条の規定による当組合の令和 5 年（2023 年）9 月 30 日現在の全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び令和 6 年度に適用する標準報酬月額平均は下記の通りとなりますので公告します。

1. 令和 5 年 9 月 30 日現在の平均報酬月額： 331,712 円
2. 令和 6 年度における平均標準報酬月額： 340,000 円（24 等級）
3. 適用期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

※上記 2. の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の令和 6 年度における上限額として適用されるものです。

以 上